

田辺・弁慶映画祭 ハラスメント防止に関する規定

(目 的)

第1条 本規定は、田辺・弁慶映画祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催するイベント等におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント（以下「映画祭におけるハラスメント」という。）を防止するために実行委員及び映画祭に参加する関係者（以下「関係者」という。）が遵守すべき事項を定める。

なお、この規定にいう実行委員とは、実行委員会に参画する実行委員、事務局及びイベント等におけるスタッフ（以下「実行委員等」という。）のことをいう。また、関係者とは、田辺・弁慶映画祭（以下「映画祭」という。）の広報のために開催するイベントや映画祭期間中に行われる催し（以下これらを「映画祭等のイベント」という。）に参加する審査員や招待者も含まれるものとする。

(定 義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント等 実行委員会が主催し、屋内、屋外に関わらず映画祭等のイベントが含まれる。この場合において、映画祭等のイベントが開催されている期間中における会食も含むものとする。
- (2) パワーハラスメント 活動上の地位や人間関係などの優位的な立場や影響力を背景とする活動上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、他の実行委員等や関係者の人格若しくは尊厳を著しく害し、活動等における不利益若しくは不快感を与え、又はその活動等に差し支えるような精神的若しくは身体的損害を与えるものをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 不適切で不当な性的言動により、他の実行委員等や関係者に不利益若しくは不快感を与え、又はその活動等に差し支えるような精神的若しくは身体的損害を与えるもの（同性に対する性的言動、性的指向や性自認に関する性的言動を含む。）をいう。

(禁止行為)

第3条 すべての実行委員等、関係者は、他の実行委員等、関係者を活動上、対等の地位として認め、映画祭等のイベントにおける健全な秩序及び協力関係を保持する義務を負うとともに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) パワー・ハラスメント
 - ア 暴力又は傷害

- イ 暴言、名誉毀損行為又は侮辱行為
 - ウ 執ような非難又は威圧的な行為
 - エ 実現不可能若しくは無駄な活動又は活動以外の事柄の強要
 - オ 不法行為の強要
 - カ 活動を与えない行為
 - キ 隔離、仲間外し又は無視
 - ク 個の侵害
 - ケ その他前各号に準ずる行為
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- ア 性的又は身体的事柄に関する不必要な質問及び発言
 - イ うわさの流布
 - ウ わいせつ図画の閲覧、配布又は掲示
 - エ 交際又は性的関係の強要
 - オ 身体への不必要な接触又は身体を執ように眺め回す等の性的な行為
 - カ 食事等の執ような誘い、執ような電話、メール若しくは手紙又は尾行等
他の職員に不快感を与える言動
 - キ 他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する性的な行為
 - ク その他前各号に準ずる行為

(相談等の窓口の設置)

第4条 ハラスメントに関する相談、通報等（以下「相談等」という。）に対応するため、その窓口を事務局長が担当し、実行委員長は、統括窓口を務める。

なお、相談窓口を担当する事務局長は、実行委員会の主たる事務等を務める事務局の長が担当する。また、相談窓口を担当する事務局長は、実行委員長の選任により決定する。

(相談等への対応)

第5条 事務局及び前条に規定する相談等の窓口の担当者（以下「相談等対応者」という。）は、相談等があったときは、統括窓口へ報告の上、次に掲げる事項を遵守し、相談等に係る事実関係の確認及び当該相談等に係る当事者に対する助言等により、迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

- (1) 常に公平な姿勢を保持し、真摯な態度で相手の話を傾聴すること。
- (2) ハラスメントの被害拡大のおそれのある場合は、直ちに対応すること。
- (3) 相談又は通報者（以下「相談者等」という。）の意思を尊重し、何が最善の解決策であるかを模索すること。
- (4) どのような場面でも誠実な対応に心掛け、謙虚に前向きに対応すること。

と。

- (5) 可能、不可能なことをしゅん別し、粘り強く事案の解決に当たること。
 - (6) 相談者等の心身の状態を判断し、緊急の救済が必要な場合は応急措置をとること。
 - (7) 相談等に係る秘密を守り、プライバシーや名誉等を尊重すること。
 - (8) 相談等の内容がハラスメントに該当しない場合でも、放置することによりハラスメントに発展するおそれがあるときは、ハラスメントと同様に対応すること。
- 2 相談等対応者は、相談者等の承諾が得られたときは、他の事務局長とともに対応することができる。
- 3 相談等の対応にあたっては、相談者並びに相談等の内容又は事実関係の確認に協力した者のプライバシーは保護されるとともに、相談等に対応したこと等を理由として不利益な取り扱いを行わないよう留意しなければならない。

(再発防止の義務)

第6条 事務局長は、職場におけるハラスメント事案が生じた場合、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析並びに再発防止等、実行委員会の活動体制の整備等、必要な再発防止策を講じなければならない。

(守秘義務)

第7条 この規定に基づき対応した実行委員等並びに関係者は、全ての当事者及びこれに関係する者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この規定に定める事項を変更しようとするときは、役員会の承認を得て、実行委員長がこれを定める。

なお、この規定に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この規定は、令和5年11月2日から施行する。